

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号の規定による随意契約によることができるものに準ずる者の認定について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号の規定による随意契約によることができるものに準ずる者の認定を行いましたので、お知らせします。

○認定を受けた者

- 1 社会福祉法人岡山市社会福祉協議会 福祉の店「元気の輪」
- 2 特定非営利活動法人岡山県社会就労センター協議会 岡山県セルフセンター

○認定にあたっては、学識経験を有する者 2 名（岡山市障害者施策推進協議会委員の中から選定。）の意見を踏まえ決定しました。